

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

会計年度職員についてお聞きします。国は働き方改革の中で、同一労働同一賃金を推進するため、自治体で働く非正規職員、臨時職員について、2020年4月1日から会計年度任用職員制度が開始され、令和2年4月に施行されました「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、一般職の非常勤職員及び特別職の非常勤職員の一部が会計年度任用職員に移行し、会計年度任用職員制度がスタートいたしました。この制度は、多様化する行政需要に対応するため、全国の自治体における臨時非常勤職員が増加する中、適正な任用を確保するため、特別職及び臨時的任用職員の任用の厳格化、一般職の非常勤職員の採用や任期等が明確化されたものです。募集・任用に当たっては、できる限り広く募集を行うなど適切な募集を行った上で、競争試験または選考により客観的な能力実証を行う必要、非常勤職員は競争試験によることが原則であり、その任用に当たっては、以前と比較し厳しくなりましたが、反面、報酬や手当など処遇が改善され、雇用の受皿となることも期待されています。

そこで、制度の運用開始から約1年半が経過したところですが、当市の現状について3点お伺いいたします。

1点目は、当市における会計年度任用職員の募集及び任用の状況について伺います。2点目は、会計年度任用職員は非常勤職員と同様に服務規程が該当になるのか伺います。3点目は、「地方公務員法」に位置づけられた会計年度任用職員は、災害対応の職務に当たれるのかについて伺います。

1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 会計年度任用職員制度についての3点のご質問にお答えいたします。

初めに、当市におけます会計年度任用職員の募集及び任用の状況でございますが、まず、募集に当たりましては、市役所庁内における雇用調査に基づきまして雇用計画を作成の上、必要人員等について市広報紙及び市のホームページ等を通じて募集を行っております。

また、任用に当たりましては、申込書の書類審査を行った上で会計年度任用職員候補者名簿に登録をいたしまして、登録された者の中から雇用を計画している所管課におきまして面接等による選考試験を実施し、任用をしているところでございます。

なお、会計年度任用職員の雇用者数でございますが、本年11月30日現在で460名となっております。その内訳でございますが、常勤職員と同様の時間帯で勤務いたしますフルタイム会計年度任用職員は1名、パートタイム会計年度任用職員が459名となっております。

2点目の服務規程に関するご質問でございますが、会計年度任用職員につきましては、一般職の地方公務員となりますことから、地方公務員に規定されました法令及び職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止及び営利企業等への従事制限の7つの服務規律が常勤職員と同様に適用されることとなりますが、パ

ートタイムの会計年度任用職員につきましては兼業が認められておりまして、営利企業への従事等の制限については適用除外となっております。

最後に、会計年度任用職員の災害対応に関するご質問でございますが、災害対応につきましては災害時における市の職員の初動マニュアルに基づきまして、原則として市の常勤職員が対応することとしておりまして、会計年度任用職員につきましては、この初動マニュアルに基づく災害時の非常招集の対象となる職員とはなってはございませんが、勤務中に災害が発生した際には、例えば、施設などに勤務されていれば来場者の避難誘導を行うなど、雇用されている課等におきまして職務の範囲内で業務に従事することとなります。

○川又照雄議長 諏訪議員。

〔４番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○４番（諏訪一則議員） ただいまは、ご答弁大変ありがとうございました。それでは、２回目の質問をさせていただきます。

１点目質問いたします。

現在の雇用状況はフルタイム、パートタイム含め雇用者が４６０名であるということですが、この雇用者４６０名の業務内容ごとの人数内訳、どのようになっているのかお伺いいたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。総務部長。

○綿引誠二総務部長 業務内容ごとの人数内訳でございますが、まず、一般の事務補助といたしまして８５名、非常勤講師や用務員など小中学校の教育関係に従事する者が２２１名、社会教育指導員など社会教育関係に従事する者が１６名、幼稚園教諭など幼稚園関係に従事する者が１９名、保育士など保育園関係に従事する者が７９名、保健師など福祉関係に従事する者が２３名、その他民間交通指導員など１７名。以上４６０名でございます。

○川又照雄議長 諏訪議員。

○４番（諏訪一則議員） ありがとうございます。２点目伺います。

会計年度任用職員は翌年度も再度任用更新されるのか、また、再度任用更新できる回数上の上限は何回か、上限に達した後も改めて同一職の会計年度任用職員に応募することができるのか伺います。

○川又照雄議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の制度におきましては、１年ごとに前年の勤務実績に基づき再度の任用が認められてございます。

当市におきましては、国のマニュアルに基づきまして最大で２回、３年を上限としておりまして、２年目、３年目の任用に際しましては、勤務実績を踏まえ、客観的な能力実証を行っているところでございます。なお、この３年が経過した後でございますが、再度の申込みが可能となっております。

以上でございます。

○川又照雄議長 諏訪議員。

○４番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

採用に当たってはできる限り広く募集し、客観的な能力実証を行った上で採用されるものと思います。会計年度任用職員は１会計年度、例えば令和２年４月１日より令和３年３月３１日を超えて任用することは認められておらず、次年度任用される場合は、厳密に言えば更新ではなく、新たに設置された職として再度任用されることを理解いたしました。ありがとうございます。会計年度職員につきましては、理解いたしました。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終わらせていただきます。